

特定診療費・特別療養費識別一覧について

特定診療費識別一覧

名 称	識別 番号	摘要欄記載事項、算定条件その他														
感染対策指導管理	01	1日につき算定														
褥瘡管理	34	1日につき算定														
初期入院診療管理	05	入院中1回（又は2回）算定														
重度療養管理	35	摘要欄に入所者の状態（イからへまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例 ハ														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>患者の状態</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td> <td>イ</td> </tr> <tr> <td>ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</td> <td>ロ</td> </tr> <tr> <td>ハ 中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態</td> <td>ハ</td> </tr> <tr> <td>ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</td> <td>ホ</td> </tr> <tr> <td>へ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td> <td>へ</td> </tr> </tbody> </table>	患者の状態	記号	イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ	ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ	ハ 中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態	ハ	ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ	ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ	へ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	へ
		患者の状態	記号													
		イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ													
		ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ													
		ハ 中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態	ハ													
		ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ													
ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ															
へ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	へ															
1日につき算定																
特定施設管理	02	1日につき算定														
特定施設管理個室加算	03	同上														
特定施設管理2人部屋加算	04	同上														
重症皮膚潰瘍管理指導	06	1日につき算定														
薬剤管理指導	09	摘要欄に算定日を記載すること。 例 6日, 20日 単位を省略することも可。 例 6, 20														
		月4回を限度として算定														
特別薬剤管理指導加算	10	1回につき算定														
医学情報提供（Ⅰ）	11	同上														
医学情報提供（Ⅱ）	12	同上														
理学療法（Ⅰ）	18	1回（20分以上実施を条件とする）につき（1日3回を限度）算定														
理学療法（Ⅱ）	19	同上														
理学療法リハビリ計画加算	20	月1回を限度（発症の月に限り）として算定														
理学療法日常動作訓練指導加算	22	月1回を限度として算定														
理学療法リハビリ体制強化加算	48	理学療法（Ⅰ）1回につき算定														
作業療法	25	1回（20分以上実施を条件とする）につき（1日3回を限度）算定														
作業療法リハビリ計画加算	27	月1回を限度（発症の月に限り）として算定														
作業療法日常動作訓練指導加算	29	月1回を限度として算定														
作業療法リハビリ体制強化加算	49	作業療法1回につき算定														
言語聴覚療法	39	1回（20分以上実施を条件とする）につき（1日3回を限度）算定														
言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	50	言語聴覚療法1回につき算定														
理学療法（Ⅰ）（減算）	42	利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、個別リハビリテーションの合計回数が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定														
理学療法（Ⅱ）（減算）	43	同上														
作業療法（減算）	45	同上														
言語聴覚療法（減算）	47	同上														
摂食機能療法	31	1日につき（月4回を限度）算定														
短期集中リハビリ加算	52	適用欄に当該施設に入院した日付を記載すること。 例 20090501 （入院日が2009年5月1日の場合）														
		理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合、1日につき算定														
精神科作業療法	32	1日につき算定														
認知症老人入院精神療法	33	1週間につき算定														
集団コミュニケーション療法	54	1回につき算定（1日3回を限度）														
認知症短期集中リハビリ加算	55	1日につき算定（1週に3日を限度）														

特別療養費識別一覧

名 称	識別 番号	摘要欄記載事項、算定条件その他								
感染対策指導管理	01	1日につき算定								
褥瘡管理	34	1日につき算定								
初期入所診療管理	05	入院中1回（又は2回）算定								
重度療養管理	35	<p>摘要欄に入所者の状態（イからハまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>例 ハ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>患者の状態</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td> <td>イ</td> </tr> <tr> <td>ロ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td> <td>ロ</td> </tr> <tr> <td>ハ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td> <td>ハ</td> </tr> </tbody> </table>	患者の状態	記号	イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ	ロ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ロ	ハ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ハ
		患者の状態	記号							
イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ									
ロ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ロ									
ハ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ハ									
1日につき算定										
特定施設管理	02	1日につき算定								
特定施設管理個室加算	03	同上								
特定施設管理2人部屋加算	04	同上								
重症皮膚潰瘍管理指導	06	1日につき算定								
薬剤管理指導	09	<p>摘要欄に算定日を記載すること。</p> <p>例 6日, 20日 単位を省略することも可。</p> <p>例 6, 20</p>								
		月4回を限度として算定								
特別薬剤管理指導加算	10	1回につき算定								
医学情報提供	11	同上								
リハビリテーション指導管理	53	1日につき算定								
言語聴覚療法	39	1回（20分以上実施を条件とする）につき（1日3回を限度）算定								
言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	50	言語聴覚療法1回につき算定								
言語聴覚療法（減算）	47	利用を開始又は入所した日から起算して4月を超えた期間において、言語聴覚療法が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定								
摂食機能療法	31	1日につき（月4回を限度）算定								
精神科作業療法	32	1日につき算定								
認知症老人入所精神療法	33	1週間につき算定								